

「大崎地域移住定住促進事業企画運営業務企画提案募集」に関する質問及び回答

令和4年5月16日

No	質 問	回 答
1	当団体の企画が採択された場合、各市町の地域おこし協力隊担当部署や各市町移住定住担当者への事業周知の際、宮城県北部地方振興事務所の担当職員に同行していただくことは可能でしょうか。	あらかじめ調整の上、担当職員の都合がつけば可能です。
2	本事業の履行場所は(大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町)となっていますが、市町移住定住担当者会議などで有意義な参考事例の情報を得るためにその市町(栗原市や登米市など)の移住定住担当者と連携することは可能ですか。	可能です。
3	旅行業の委託について、大崎地域の知名度向上のための移住体験会を開催する場合、旅行業の資格を持つ事業者へ旅行業の部分を委託することは認められますか。	仕様書の7-(2)に記載のとおり、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合は可能です。
4	対象外経費について、本事業の仕様書(3)対象外経費ーイ で「参加者の飲食代等に要する経費」が参加者の実費とする旨が記載されていますが、具体的に「参加者の飲食代」以外で対象外経費となる支出とはどのような経費でしょうか。	施設等の入館料や体験料、集合(解散)場所までの往復の交通費は参加者の実費となります。